

第 62 回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

平成 21 年 5 月 26 日（火） 14:00～16:00

2. 場所

金沢市役所 7 階 全員協議会室

3. 出席委員

①学識経験者

池本 良子	金沢大学教授
近田 真理子	石川県消費生活支援センター所長
坂本 英之	金沢美術工芸大学教授
高山 純一	金沢大学大学院教授
西盛 祐吉郎	金沢商工会議所常務理事
半田 隆彦	金沢経済同友会理事
森 俊偉	金沢工業大学教授
山田 文代	石川県建築士会理事

②市議会議員

山野 之義	金沢市議会副議長
宮崎 雅人	金沢市議会都市整備常任委員長
黒沢 和規	金沢市議会総務常任委員長

③関係行政機関

植田 剛史	石川県土木部長（代理）
桶屋 幸蔵	石川県農林水産部長（代理）
森本 昇	石川県警察本部交通部長（代理）
蓮見 有敏	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理）

④市民

高田 千恵子	金沢市校下婦人会連絡協議会長
平田 博	金沢市町会連合会長

○司会

定刻となりましたので、只今より、第62回金沢市都市計画審議会を開会いたします。
本日の都市計画審議会では計画案件3件についてご審議いただく予定となっております。どうか十分にご審議をお願い申し上げます。議事に先立ちまして、4月の人事異動により金沢市都市整備局長及び都市計画課長の交替がございましたのでご紹介いたします。まず、金沢市都市整備局長の出口でございます。次に、都市計画課長の中田でございます。それでは、都市整備局長の出口より一言、ご挨拶申し上げます。

○出口局長

都市整備局長の出口でございます。本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から本市の都市計画行政に貴重なご意見を頂き、重ねてお礼申し上げます。さて、前回の都市計画審議会におきましてご了承いただきました「金沢市都市計画マスタープラン」ですが、お陰様で3月31日に決定させていただきました。今後、このマスタープランの基本方針に基づき、各種事業を展開してまいりたいと思います。さて、本日の審議案件は計画案件3件でございます。案件の1つには、「金沢市景観計画（案）」がございまして、この案件ですが、金沢の個性と魅力ある景観を、更に、磨き高めるため、今年3月に制定しました「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」の実施に向けた計画でございます。委員の皆様のご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

○司会

それでは、議事に入ります。森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。
会長よろしくお願いいたします。

●会長

最初に事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内16名が出席しておりますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。
まず、委員の異動がありましたので事務局より報告願います。

○司会

それでは、異動により新たに就任されました委員をご紹介申し上げます。
石川県消費生活支援センター 所長の近田 真理子委員でございます。
石川県警察本部交通部 部長の森本 昇委員でございます。本日はご都合により代理の方の出席となっております。
石川県農林水産部 部長の桶屋 幸蔵委員でございます。本日はご都合により代理の方の出席となっております。
どうぞよろしくお願いいたします。

●会長

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりまして、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、池本委員、坂本委員をお願いいたします。お二人にはどうぞよろしくお願いいたします。

●会長

それでは、審議に入りたいと思います。まず、「議案第294号 金沢都市計画 地区計画の決定（ウッドパーク上荒屋地区）」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第294号「金沢都市計画 ウッドパーク上荒屋地区 地区計画」の決定についてご説明します。お手元の議案書2ページから5ページに図面等が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書4ページの位置図をご覧ください。こちらが「疋田上荒屋線」です。こちらが「金沢鶴来線」です。こちらが「北陸自動車道」です。こちらが「JR北陸本線」です。こちらが「国道8号」です。図面中央の赤で囲まれた地区が本案件の「ウッドパーク上荒屋地区」であります。

本案件は、旧金沢市市営住宅の跡地を一体の住宅団地としたもので、規模は約0.6ヘクタールです。地区計画を定めることにより、周辺の環境と調和した快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導するものです。

なお、土地利用の基本となる用途地域は第一種中高層住居専用地域で、容積率200%、建ぺい率60%です。

5ページの計画図をご覧ください。赤で囲まれた地域が、今回の地区計画区域です。先ほども申しましたように、この区域の用途地域は第一種中高層住居専用地域で、容積率200%、建坪率60%です。次は開発するところの土地利用計画図になります。緑が「宅地」となります。26戸分の宅地です。ピンクが「道路」となります。幅員は6.0mです。濃いグレーで示したこちらが「歩行者専用道路」になります。幅員は2.5mです。水色で示したこちらが「調整池」となります。黄緑色で示したこちらが「公園」となります。面積は240.09㎡です。そしてこの赤で囲まれたこちらが地区計画区域となります。これは、現況写真となります。上の写真は地区の西側から撮影した開発区域内の写真です。下の2枚は、同じく地区の西側から撮影したものです。

現状は25日に開発工事が終了し、27日に開発行為の検査が予定されています。

議案書2ページをご覧ください。地区整備計画についてご説明いたします。

まず、建築できる用途としまして、専用住宅、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する診療所、事務所、理髪店又は美容院、学習塾等、アトリエ又は工房、そして、集会所その他公益上必要があると市長が認めるもの、及びこれらに附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50㎡以内のもの、となります。敷地面積の最低限度につきましては150㎡とします。ただし、都市計画決定時において、これに満たないものについては建築可能とします。

議案書3ページをご覧ください。壁面の位置の制限ですが、道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、水路もしくは調整池の境界線までの距離を0.8m以上とします。ここで、隣地境界線について、独立した車庫及び物置等に関しては緩和規定がございません。

続いて、高さの最高限度についてですが、この区域は、現在高度地区による高さ15mの区域に指定されています。本地区計画の規制としては、周辺建物の状況から2階建て木造建物が多いため、高さの最高限度を10mとします。ただし、集会所その他公益上必要があると市長が認めるものは除きます。

次に、形態又は意匠の制限の項目ですが、屋根は、屋根面積の2/3以上を、こう配が2/10以上のこう配屋根とします。外壁の色は、低彩度のものを基調とした落ち着いた色調とします。屋根は瓦とし、色は、黒、銀黒又はグレーとします。

広告物につきましては、自己用とし、表示面を含め、壁面後退部分には設置しないこと、屋根面及び屋上に設置しないこと、独立広告物の最高高さは6 m、全体表示面積を2 m²以下とします。

最後に、垣又はさくの構造の制限ですが、道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣、植栽、竹垣又はフェンスとします。また、レンガ、タイル、ブロック、石等を組み合わせる場合は、これらの高さは0.6 m以下とします。

なお、平成21年5月1日から同月15日まで2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

それでは、ただいま説明がありました内容について質問とか、意見がありましたら伺いたいと思います。

●A委員

土地利用計画図と議案書5ページを見比べてみますと、地区内幹線道路から区域外道路への取り付け部分が、歩道に切り替わるものと理解すればよいのでしょうか。

○事務局

地区外道路につながる、今回の開発行為で設ける道路が2本ございますが、当初は、防災上の点から、隣接道路と同様なものとした計画を立てておりました。しかし、隣接区域の町会の方々から、交差点を避けるための通過交通が多数発生するのではないかと、という反対意見が相当出てまいりました。このため地元調整に入ったところ、幅員2.5 mの歩行者専用道路を2本設けることで、防災上も安全上も確保できるのではないかと、ということとなり、今回の計画とさせていただきました。

●B委員

屋根の制限を設けているのはなぜですか。このような制限を設けた場合、ソーラー等をのせられなくなることはないのでしょうか。

○事務局

地区計画を設定する上で、周辺の環境も考慮しながら、瓦屋根とさせていただきました。また、ソーラーパネルにつきましては、全ての屋根面ではなく、屋根面の3分の2以上を勾配屋根とさせていただいております。

●B委員

理由としましては、周辺の住居形態に合わせるため、このような制限を設けたということによろしいのでしょうか。

●会長

周辺街区の見えるような写真はありますか。

○事務局

工事写真しかありませんが、周辺建物は木造2階建ての勾配屋根の住宅地となっています。

●会長

周辺住居地域の、街並み形態に出来る限り沿った形としたい、という考え方であると理解すればよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

●B委員

瓦に限定することや角度を制限することで、太陽光パネルの設置を抑制することにならないようにしていただきたいと思います。

●会長

この地区に所属する人たちが、このようなルールを作り、自分たちの作ったルールで枠組みをしていくという考え方かと思います。

●A委員

色彩は、基本的なところがおさえられており、生け垣等に関しても、かなり自由度があるように見えますが、最終的に流動的な部分は、建築協定なり確認申請で誘導していくということでよろしいでしょうか。

○事務局

はいそうです。予め、確認申請の前には、地区計画の届出をしていただいております、壁面の離隔距離や色等の確認をさせていただいております。

●会長

この所、金沢市では地区計画が多くなっていますが、なるべく、その地域の特色が明快なところは、同じ地区計画をかけるときも、少し、地域の個性が反映できるようになっているほうが望ましいと思っています。

あまり特徴のないところでは、少し緩めにしておいて、その後の動きにより、調整を図っていけばどうかと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、特に強い意見もないようですので、いくつか意見は出ましたが、今後の事業を進めていただく上での、参考意見としていただければと思います。

本案件どおり答申としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(異議なし)

●会長

続きまして、「議案第295号 金沢都市計画 地区計画の決定（笠舞本町2丁目地区）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第295号「金沢都市計画 笠舞本町2丁目地区 地区計画」の決定についてご説明します。

お手元の議案書、6ページから9ページに図面等が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書8ページの位置図をご覧ください。こちらが「金沢市役所」です。こちらが「観音堂上辰巳線」です。こちらが「小立野古府線」です。こちらの図面中央の赤で囲まれた地区が、本案件の「笠舞本町2丁目地区」です。

本案件は、旧金沢市企業局笠舞部品センターの跡地において、民間の開発により基盤整備を行うもので、規模は約0.5ヘクタールです。地区計画を定めることにより、周辺の環境と調和した快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導するものです。

議案書9ページの計画図をご覧ください。赤で囲まれた地区が「地区計画区域」です。黒で囲まれたところが当該地に隣接する「笠舞第四児童公園」です。なお、土地利用の基本となる用途地域は第一種中高層住居専用地域で、容積率200%、建ぺい率60%です。

次は、開発するところの土地利用計画図になります。緑が「宅地」となります。20戸分の宅地です。ピンクが「道路」、濃いグレーが「歩行者専用道路」、水色が「調整池」となります。区域内の道路幅員は6mになります。開発区域に公園がありませんが、隣接地に「笠舞第四児童公園」があることにより、今回の開発行為による公園設置は免除されています。

これは、現況写真となります。上の写真は地区の南側から撮影した全景写真です。下の写真は、地区の東側から撮影した全景写真です。現在6月末に完了するように造成工事が進行中です。

議案書6ページをご覧ください。地区整備計画についてご説明いたします。建築できる用途としまして、専用住宅、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する診療所、事務所、理髪店又は美容院、学習塾等、アトリエ又は工房、そして集会所、その他公益上必要があると市長が認めるもの、及びこれらに附属する自動車車庫及び物置、その他これらに類するもので、床面積の合計が50㎡以下のもの、となります。敷地面積の最低限度につきましては150㎡とします。ただし、都市計画決定時においてこれに満たないものについては建築可能とします。

議案書7ページをご覧ください。壁面の位置の制限ですが、道路境界線又は隣地、歩行者専用道路、水路もしくは調整池の境界線までの距離を0.8m以上とします。ここで、隣地境界線についてや、独立した車庫及び物置等に関しては緩和規定がございます。

続いて、高さの最高限度についてですが、この区域は現在、高度地区による高さ15mの区域に指定されています。本地区計画の規制として、周辺建物の状況から、3階建ての建物も多いことより、高さの最高限度を12mとします。ただし、集会所、その他公益上必要があると市長が認めるものは除きます。

次に、形態又は意匠の制限の項目ですが、屋根は、屋根面積の2/3以上をこう配が2/10以上のこう配屋根とします。外壁の色は低彩度なものを基調とした落ち着いた色調とします。屋根は瓦とし、色は黒、銀黒又はグレーとします。広告物につきましては、自己用とし、表示面を含め、壁面後退部分には設置しないこと、屋上及び屋根面に設置しないこと、独立広告物の最高高さは6m、全体表示面積を2㎡以下とします。

最後に、垣又はさくの構造の制限ですが、道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣、植栽、竹垣又はフェンスとします。また、レンガ、タイル、ブロック、石等の高さは0.6m以下とします。

なお、平成21年5月1日から同月15日まで2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●C委員

屋根ですが、3分の2以上の範囲を、勾配10分の2以上にしなければならない、となっていますが、この10分の2ですが、何か特別な理由があるのでしょうか。瓦に限定されていますが、瓦を10分の2で葺くことは難しいのではないかと思います。

○事務局

最低10分の2という数字をとっております。もちろん3割、4割とっていただいてもかまいません。

●C委員

瓦に限定されていなければ10分の2という数字は良いと思いますが、限定されているため疑問に感じました。10分の2以上ということが主旨であるということで、了解しました。

●B委員

公園のほうに調整池が張り出しているように見えるのですが、児童公園の中に調整池をとるといふ形なのですか。

○事務局

調整池は開発の区域内です。また、特に調整池を取るために、区域を公園のほうに張り出した、ということではございません。

●会長

先程、委員からも意見が出ましたが、10分の2という数字は、割と永い間、金沢市が使ってきた数字かと思えます。また、3分の2以上を勾配屋根とし、残りの部分はフラットでも良いというのは、ビルの建築と混在している箇所で使用してきた数字ではなかったかと思えます。地区計画も、かなりの範囲に広がってきていますので、何かの機会に、もう少し精度を上げていければと思えますし、そろそろ、そういう時期に来きていると感じます。

幾つか意見は出ましたが、今後の検討事項ということとさせていただきます、本案件どおり答申したいと思えます。

(異議無し)

●会長

それでは「議案第296号 金沢市景観計画(案)」について事務局から説明願います。

○事務局

今回、景観法第9条第2項の規定に基づき、景観法に基づく「金沢市景観計画(案)」について、本審議会でご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

今年3月の市議会を経て、新たな景観条例となる「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」が制定され、また「金沢市屋外広告物等に関する条例」へと改正

されました。本計画は、これら条例の10月1日からの施行に向けた具体的な内容を示すものでございます。

まず、策定スケジュールについてですが、本計画の策定にあたりましては、平成18年度から3ヶ年をかけて、都市景観審議会計画部会において検討してまいりました。

素案段階においては、昨年11月から今年2月初旬にかけて、住民説明会や事業者説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施してきました。そこで寄せられたご意見を踏まえ、今回、案としてとりまとめました。現在、2回目のパブリックコメントを実施しており、また、来月上旬には事業者や市民に対する説明会を開催し、再度、市民等のご意見を踏まえた内容で修正を加え、最終案として審議し、6月末の策定を予定しております。

それでは、議案第296号「金沢市景観計画（案）」について、ご説明いたします。

計画本編と概要資料について、事前に送付させていただいておりますが、お手元のA3版の概要資料をもとに、ご説明させていただきます。

表紙の目次をご覧ください。本計画は、序章～第6章までの7つの章で構成されております。この概要版は、各章の内容について抜粋し、21の項目で整理しております。

表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。まず最初に、「1. 計画策定の背景と目的」として、現代における生活様式の変化や、価値観の多様化に伴う景観形成上の問題が発生してきていること、また、国の景観法の制定等を受け、本市としましても新たな景観形成に取り組むために策定する旨、記述しております。なお、タイトルの右横に括弧書きでページを示しておりますが、これは本編でこの項目と対応するページを示しております。2では、本市の上位計画や関連計画との関係性の中で、本計画の位置づけを示しております。3では、景観計画の性格を示しております。1つ目として、長期的な行動指針を示すマスタープランである「金沢市景観総合計画」を踏まえた短中期的な運用実施計画であること。2つ目として、景観法に基づく法的担保を持たせた計画であること。3つ目として、関連する基本計画と連携を図りながら、段階的に内容を充実させる計画であることとございます。右側に移りまして、4では、3つの「景観形成の基本理念」を示しております。5では、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりについて、6では、景観目標像を示しております。7では、金沢らしい景観は、地形・歴史・土地利用の重層性に加え、時間や暮らしと密接に関わり魅力ある景観を創り上げているという構図を示し、これを保存・継承していくことを示しております。

次に2ページをご覧ください。8では、今回、市全域を景観計画区域とすることから、市全体での景観特性を踏まえ、どのような捉え方となるか、「景域」として類型化し、7つの景域毎の景観形成方針を示しております。

右側の9の図では、市内の景観形成に係る指定区域を示しております。大きく3つの区域指定の考え方がございます。1つ目として、これまでのまちなかを中心とした重点的に景観誘導を進める景観形成区域につきましては、この図に示しますように、青い破線で囲む旧城下町区域まで、伝統環境保存区域等を拡大しております。また、近代的都市景観創出区域については、北陸自動車道～金沢港までの区域を新たに拡大しました。さらに、伝統環境調和区域という新しい概念の区域指定を行いました。2つ目として、他の市や町ともつながる北陸自動車道、外環状道路、津幡バイパスといった広域幹線道路沿道につきましては、「重要広域幹線景観形成区域」として、新たに景観誘導してまいります。3つ目として、これらの区域を除く市全域につきましても、同様に景観誘導を進めてまいります。これらの区域毎に、景観形成方針を定めております。

次に、3ページをご覧ください。今、ご説明した区域の中で、まちなかを中心とする景観形成区域については、地形や歴史、土地利用を踏まえた景観特性や、旧町名等に基づ

く地域のコミュニティ単位を考慮し、左側の表に示しますように、94の地区に細かく区分しました。それぞれの地区の範囲は、3ページから4ページに示す図面のおりです。このような細かな地区毎に、「景観形成方針」を設けていることが、他の自治体にはない、今回の本市における景観計画の大きな特徴でございます。

次に、5ページをご覧ください。10では、これからの「景観誘導の基本的な考え方」について示しております。届出までの段階は、上段の図に示しますように、先程ご説明した景域、区域、地区毎のきめ細かな「景観形成方針」を理解し、その景観形成方針というメガネを通して、景観形成基準を読み解いて設計・計画にかかっていることをお願いしてまいります。このことにより、表面的な基準内容だけでなく、その背景となる意図を汲み取っていただき、真に地域の景観特性を活かした良好な景観誘導を進めてまいりたいという考えでございます。次に、届出以降の段階では、下段の図に示しております。今後は、行為に係る届出なく行為に着手した場合は、景観法に基づく罰則が適用されます。また、景観審査の段階で不適合と判断された場合には、従来は助言、指導、勧告までの対応でしたが、景観法に基づきまして、形態意匠に係る内容については、変更命令までできることとなります。また、市独自の対応として氏名公表もできるよう、新景観条例で位置づけております。さらに、このような対応でも改善されない場合は、景観法に基づき、罰則まで適用できることとなりました。

右側の11をご覧ください。本市では、景観誘導に係る様々な景観関連条例や都市計画制度があります。この項目では、景観法を活用した基準に、市独自の景観関連条例に基づく基準を上重ねし、さらに、風致地区や地区計画、まちづくり協定区域の地区毎の基準を重ね合わせ、重層的に運用し、効果的な景観形成を目指す方針について、模式図で整理しております。

次に、6ページをご覧ください。12では、実際に「届出等が必要となる対象」について、とりまとめしております。まず、(1)として届出等が必要となる対象範囲についてご説明します。伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域といった景観形成区域につきましては、先の3ページから4ページに示した図の範囲が対象となります。また、重要広域幹線景観形成区域につきましては、市街化区域では道路境界線から両側100mの範囲内、市街化区域外では道路境界線から両側500mの範囲内を対象とし、本市の屋外広告物の規制誘導範囲と合わせております。さらに、これら区域を除く市全域も対象となります。次に(2)「届出等が必要となる対象行為」についてご説明します。景観形成区域では、この表に示しますように、すべての建築物等の新築・増築・改築・移転や外観を変更することとなる修繕、色彩の変更、その他、土地に係る行為が届出対象となります。重要広域幹線景観形成区域やその他の区域においては、この表に示しますように、一定規模以上の建築物や工作物、開発行為等が対象となります。重要広域幹線沿道では、建築面積が500㎡を超えるものも対象としていることが、その他区域と異なる点でございます。右側をご覧ください。上段に、届出等の対象となる工作物を具体的に示しております。下段の(3)では、届出対象外となる行為について、表として整理しております。仮設の建築物の建築や、10㎡以下の建築物の新築等が届出不要となります。

次に、7ページをご覧ください。左側上段では、引き続き、関係法令等に基づく行為等については、届出対象外となる行為等について整理しております。下段の13では、基準に基づき景観誘導していく対象について、図示しております。右側の14では、具体的な項目毎の景観形成基準の内容を要約しております。上段は、景観形成区域である伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域に係る基準項目でございます。表の下の※に示しておりますが、特に、建築物につきましては、低層建築物と中高層建築物に分けて基準を設けていることが、今回の新たな特徴となっております。

また、建築物等の配置や形態意匠、色彩に関する基準として、歴史的背景や伝統的な街並みへの配慮等に係る基準を充実させております。さらに、外構の緑化や付属物、屋外設備に係る基準等につきましても、従前よりきめ細かな基準を設けております。下段では、重要広域幹線景観形成区域や、その他の区域など、郊外部を中心とした区域に係る基準項目となっております。これらの区域では、周辺景観との調和を主眼として、形態意匠や色彩、擁壁やのり面等に係るきめ細かな基準を設けており、県で昨年策定された「いしかわ景観総合計画」で明示されている内容等との整合についても留意しております。詳細につきましては、本編の87ページから129ページをご覧ください。

次に8ページをご覧ください。15では、色彩基準等について示しております。(1)では、①～④に示す色彩は、景観形成上、周辺の景観との調和が困難であり、屋根や外壁の基調色として使用すべきではないものでございます。これらの色彩を「禁止色」として、今回新たに位置づけております。また、(2)では、市独自の斜面緑地保全条例に基づく指定区域と重なる区域で、運用していく色彩でございます。(3)では、禁止色とは対照的に「推奨色」を設けております。金沢の伝統的な街並みの「地(ベース)」となる色彩は、「木色(もくじき)」であると捉え、表に示すようなマンセル値の範囲の色について、まちなかを中心とする区域で推奨してまいります。なお、この推奨色につきましては、あくまで推奨であり、基準ではございません。

下段の16をご覧ください。ここでは、13から15まででご説明した基準の運用に係る特記事項をとりまとめております。都市計画制度と関わる内容として、最初の行には、「地区計画やまちづくり協定など、別途、独自のルールがある地域・地区では、景観形成基準に加え、そのルールを尊重すること」を明記しており、景観形成基準と地区独自に定められているルール(基準)との関係が相矛盾しないよう、但し書きを設けております。次に、右側の17をご覧ください。「時間・暮らしと景観との関わりを意識した良好な景観形成のために配慮すべき事項」をとりまとめております。この内容は、基準ではございませんが、冒頭の7の項目、金沢らしい景観の構図でもご説明したとおり、単に静止画像的な景観だけでなく、時間や暮らしと密接に関わって個性や魅力ある景観を創出している点を踏まえまして、別途、配慮していただきたい内容について整理しております。この項目も、本市独自に設けている特徴ある部分でございます。

次に、9ページをご覧ください。18として、「景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針」を示しております。これらは、景観法で位置づけられている項目で、景観上重要な建造物や樹木を指定することが可能となったものです。右側の19では、「屋外広告物等に係る行為の制限」についてとりまとめております。ここで、屋外広告物等と、「等」という表現となっておりますが、今回、本市では、窓ガラス等の内側から貼られるシール広告につきましても、市独自に屋外広告物に準ずるものとして、新たに規制誘導することになったことに伴うものでございます。屋外広告物等につきましては、本市における景観関連条例の指定区域と連携したかたちで、第1種から第6種までの禁止地域を設けており、具体的な規制・誘導を進めてまいります。詳細につきましては、本編をご覧ください。

最後となりますが、10ページをご覧ください。20では、「景観重要公共施設等の整備に関する事項」をとりまとめております。景観重要公共施設は、景観法で定義されているもので、今回、本市では、この左側の図に示すような、旧城下町区域内の道路、河川、都市公園の範囲・区域を景観重要公共施設として指定します。また、これに準ずるものとして、惣構と3つの用水について、市独自に景観重要用水と位置づけました。この後にご説明する、右側21の文化的景観といった概念と連携を図り、特に、歴史的に重要な景観構成要素となっている公共施設を中心に指定する方針でございます。国・県等の関連部局とは事前協議を終え、ご了解をいただいております。

次に右側の21「文化的景観に関する事項」について、ご説明申し上げます。「文化的景観」は、耳慣れない表現でございますが、国の文化財保護法の中で、新たに位置づけられた文化財の概念でございます。建造物等の単体としての文化財ではなく、風土に根ざして営まれてきた人々の生活・生業のあり方を示す良好な景観地を「文化的景観」と言います。簡単に申しますと、まちなみの文化財と言い換えることができるかと思いません。今回、この図に示しますように、文化的景観区域として位置づける「旧城下町区域」と「卯辰山区域」につきましては、景観形成区域の範囲と整合を図り、歴史都市・金沢の推進に向け、良好な景観形成を目指していきたいと考えております。

以上、「金沢市景観計画（案）」についてご説明させていただきました。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●D委員

景観別に見た景観形成方針ということで、2ページに地区別に分けてありますが、臨海地区については、現在、金沢の浜手の方での松枯れ対応が遅く、その影響が民家の方にも及んでいます。9ページ18番目の、景観重要樹木の指定を行っても、樹木が枯れてしまえば、何の価値もなくなるような状況になりますが、どのように対策を考えておられるのか聞きたいと思えます。

○事務局

まず、景観重要樹木の指定ですが、既に、緑と花の課で指定を進めている保存樹、保存樹林の制度がございます。この制度との関係ですが、既に保存樹、保存樹林に指定されているものは、景観重要樹木には指定できないことに景観法にて位置づけされております。このため、保存樹、保存樹林以外のもので、地域の景観と一体となって良好な景観を成している樹木が、景観重要樹木の指定の対象となると想定しています。

また、景観重要樹木の指定のメリットは何があるかということですが、1つは維持管理を行ううえで補助が出る場合がございます。これは、保存樹につきましても延命治療という形で、病気になっている樹木を救うための補助制度がございますので、補助の基本的なところは変わっておりません。このような点的な部分については、これまでの対応と余り変わりませんが、今、ご指摘のありました、臨海区域の松枯れ等につきましては、関連します農林部局とも調整をはかりまして、地域において重要な景観を形成している樹林樹木でございますので、適切に手当し、臨海地域の魅力ある景観として引き続き維持していきたいと考えております。

●A委員

1ページの7番、金沢らしい景観の構図と保存・継承ということで、後段の8ページの17番に概要が示されていますが、どのように運用されていくのでしょうか。

○事務局

まず、1ページの7番で、金沢らしい景観の構図をとらえています。この中の、土地利用、歴史、地形の重層性という表現がございますが、平成4年の段階で作られた都市景観形成基本計画、マスタープランの中で、このような重層性ある景観が金沢らしい景観であると認識されております。今回、更に、“時間や暮らし”という概念もあわせて金沢らしい景観の構図について、ここで整理していません。これが実際、景観誘導に対

して何の実効性を持っていくかというご質問だと思いますが、この後、8番、9番等に書かれている、景観形成方針におきまして、具体的に、この重層性を意識した方針内容でございます。また、基準とは別途、“時間や暮らし”と“景観のかかわり”に配慮した事項も市独自に持っております。景観形成方針の配慮事項なども併せて、今後窓口で誘導していくことにより、金沢の景観の構図という、その背景となる部分も意識していただきながら、実際の設計計画に関わっていただく、ということをご丁寧に進めていきたいと考えています。このことにより、金沢らしい景観の構図というものが完成されていくのではないかと考えています。

●A委員

例えば、住宅の設計にあたり、素材の使い方や樹木の関連などを、設計者あるいは住宅の購入者に伝えていくという行為と考えればよろしいですか。

○事務局

そうです。

●E委員

確認させてください。5ページの11番の中で、こまちなみ保存条例や寺社風景保全条例、斜面緑地保全条例など、法的根拠のない金沢市独自の条例について、今回、この景観法に基づいて、景観計画の中に位置づけることにより、これらの条例、もしくは、これらの保存区域が、法的な担保を持つと理解してよろしいのか、ということがまず1点。

また、これも確認ですが、8ページ15番(2)と(3)のところですが、推奨色は基準ではありませんということですが、では、基準と推奨色の違いをこの中でどのように分けてらっしゃるのか。基準は、これは守らなければならないもので、基準はこうしてね、ということなのか、違いを教えて欲しい、ということが1点。

もう1点は、17番(2)の景観形成区域以外ということで、夜間においても魅力や趣きを感じられる美しい夜間景観の形成に配慮する、ということですが、市は夜間景観形成条例も作っていますが、例えば、既得権といいますか、もう既に、とんでもないと思いますが、具体的に、駅西で光が出ているものがありますけれども、こういうものに対する規制にはなりうるのかどうか、金沢市の景観にふさわしいかどうか関係ない、我々はこれでPRしていくんだと、いう意思を明確にされた場合、どう対応できるのか、ということをご教示いただきたいと思います。

○事務局

今、3つの質問がございました。最初の第1点ですが、市独自の景観関連条例、こういったものが景観法を活用する上で、法的担保を持てるのかどうか、ということですが、今回の見直し、計画を策定する上で一番重要なところであるととらえておきまして、なるべく、市独自の景観関連条例に法的な担保を持たせられるような工夫をしております。その内容につきまして、本編の92ページをご覧くださいませでしょうか。

この中のBの“伝統的街並み区域”これは、伝統的環境保存区域の中の1つの名称の区域の基準となっておりますが、この基準の中で、特に、白丸の表現のところがあります。例えば、配置の所で言いますと、「こまちなみ保存区域と重なる区域では」というところ、形態意匠のところから2番目の、「斜面緑地保全区域と重なる区域では勾配屋根を原則とする」とか、下のほうの敷地利用のところの、「斜面緑地保全区域と重なる区域では、緑被率誘導表に基づく緑被率を確保する」などの基準がございます。これは、市独自の

景観関連条例が持っている基準から抜粋して、この基準の中に盛り込んでいます。それ以外の白丸が付いていない・の基準の中でも、こまちなみ保存条例、寺社風景保全条例でかなり類似した表現の基準がございました。こういったものを全て、この中に整理し集約させております。この結果、この基準を見ていけば、他の条例の基準をみなくても、事業者の方も窓口に来ればわかる、ということにしておりますし、ここで基準として明記することで、景観法に基づいた基準により、より厳しい対応が出来るということで、改善されているということになります。

それから2点目、推奨色について基準とどう違うのか、ということですが、推奨色はあくまで推奨なので基準ではございません。ただ、金沢らしい色がありますので、その採用に努めて下さいと、窓口でお願いしていくものです。一方、禁止色というのは、基準としておりますので、使用した場合は、変更命令が出せるという形になります。この辺はかなり、今まで以上に厳しい内容にしたいと考えております。

それから3つめ、既得権に関するお話ですが、この景観法に基づく基準もしかりですけれども、これは次に更新するような行為、建物を建替えるとか、外壁を塗り替えるなどの行為が発生したときには、この基準に合致した形で進めていきたい、というお願いをしていくものでございまして、今すぐ修正して下さいというものではございません。このため、しばらく、既にあるものでこの基準に合致していないものは少し残っていくような可能性はございます。

●E委員

もう一度確認ですが、1番目の市独自の条例は、この景観計画を作っていくことにより、必ずしも全て担保されるわけではないけれども、運用の中で、実質的な担保が得られるというように理解をしてよろしいですね。

○事務局

はい、そのとおりです。

●E委員

既得権については理解しました。もう1点、特に17番のところは、何でも規制をするということが良いとは思いませんが、やはり市の方針として、ここにいらっしゃる皆さん同じベクトルだと思いますが、何か強い姿勢、氏名公表がペナルティになるかもしれないませんが、一定の歯止めが必要かな、という思いがありますので、申し添えておきたいと思います。このようにしなければ、1ページ目の7番などは、守っていけないと思いますし、保全という意味では中々強力なものに成りえないかなと思います。以上です。

●F委員

1点だけ、基本的なことをお伺いしたいと思います。本編の130ページ等に、ソーラーパネル等について、出来るだけ外から見えないようにする、という記載がございました。基本的にはそれで良いと思っているわけではございますが、これから、特に環境問題の点で、家庭におけるソーラーパネルの設置など、色々と出てくると思われます。しかし、基本的に金沢で考えた場合、俯瞰景観は非常に重要であり、一般市民の中には、黒瓦のきれいなものをとりたいという思いはございます。そうしますと、中々、整合性がとれないかなと思えます。景観に配慮した素材も開発されていくとは思われますが、また、先に議会でも議論になったところですが、計画では出来るだけ避けるように、ということになっており、設置が難しい方向にいくわけですが、基本的にどのように考えてらっしゃるのですか。

○事務局

屋外設備の部分で環境問題に関わってくる太陽光発電や風力発電、こういった設備について、本編の130ページ等で基準を設けております。この基準を設けるにあたりまして、市の環境部局とも協議しましたし、以前の審議会でも同様のご指摘がございまして、検討した経緯がございまして、その中で、市としましては、基本的にはまず、風力設備につきましては小型化がかなり進んでおりまして、一般家屋の屋根の上でも取り付けられるものも製品開発されてまいりました。こういったものを、これまで一生懸命に景観誘導を図ってきたまちなか区域において、屋根の上に次々と設置されるというのは必ずしも好ましくないし、これは避けたい、ということから、基本的に屋上には設置しないという基準にしました。では、太陽光発電はどうするか、ということですが、風力発電も太陽光発電も駄目だ、ということになりますと、金沢市としまして環境に配慮した設備について市民からの要望を否定するということは、かなり難しいのではないかと、こういう社会情勢の中で厳しいのではないかと、ということで、基本的には周辺環境の見え方に配慮していただきながら設置していただくというような基準、屋根と一体型で設置していただくという基準を設けております。また、まちなかでも特に重要な、ひがし茶屋街とか主計町など、別途、重要伝統的建造物群保存地区となっている場所につきましては、地元の合意形成が得られましたならば、屋根の上に太陽光発電すらも設置しないような方法もありえますし、その他の地区も、地区別にそういった合意が得られるのであれば、そういったところまで将来的には個別対応となりますが、進めていくということです。また、時間的な経過として、新技術にかかる部分は、非常に技術の進歩が早いということも我々認識しております。そのうち太陽光発電のパネルも瓦型のもものも出てくることもありうるのかな、とも思います。実はこの基準というのは、作ったらそれでおしまいというのではなく、この景観計画という計画自体の性格ですが、2年、3年であっても適宜、基準の内容を作り変えていける、このような都市計画審議会にお諮りしながらですけれども、そのような性格のものでありますので、現段階ではこのような記述にしておいて、今後更に、技術的な進歩等で景観と調和した、なおかつ、環境面も両立できるものがあれば、基準の内容を見直してまいりたいと考えております。

●A委員

3つほどまとめて質問させていただきます。

まず、今回かなり詳細な基準とエリアを設定されまして、立派なものが出来たと認識しておりますけれども、その中で、眺望景観については、金沢市独自に全国に先駆けて定めた最初の町であることを考えていくと、今回、殆ど変わっておりません。東山ですと卯辰山の緑地であるとか、犀川であれば大橋から上流を眺めるとか、そういった視点をいくつか設けられております。そういった視点が金沢の中にはたくさんございまして、この点に変わりがないということは、全体からのバランスからいって、どうなのかなという気がしました。

それからもう1つは、概要版の8ページのところですけれども、ここで推奨色として木色という言葉が使われています。この木色ですが、概念的に、一般的であると考えてよろしいのでしょうか。どういう経緯でされたのでしょうか。私自身が読んだところでは、ぼんやりとはわかるのですが、どのような色なのかわかりにくいかな、という気がしました。

それから、全体のエリアの充実ということで、かなり厳しい規制になっていて、6ページの12番ところの、届出等が必要となる対象ということで、幹線道路で両側から500mの範囲とされており、かなり、事務的に煩雑な業務が増えると思われませんが、そ

の辺のバックアップ体制をどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思
います。

○事務局

今、3つご指摘がありました。まず最初の第1点、眺望景観についてですが、この景
観計画案というものは、景観法に基づく部分ということで、実は今、眺望景観の要綱に
関する部分というのは、景観法の中で定められない項目となっております。京都市さ
んもそうなのですが、市独自の条例で持つことになっております。これは今後、金沢市
は変わらないということですが、今ご指摘のありました眺望の中で、特に、まちなかか
らみる眺望、その歴史的なまちなみの背景として見えてくるような、眺望景観も保全し
ていかなければならない、というご指摘であったかと思いますが、これについては、計
画部会で検討している段階でも同様なご意見がございました。例えば、こまちなみ保存
区域の背景として見えてくるようなビルなどですが、そのようなところは、我々も問題
意識を持っておりまして、具体的に今回、区域の範囲やポイントを特定するにはいたら
なかったわけですけれども、別途、金沢市景観総合計画という、マスタープランがござ
いますが、この中で、眺望景観の保全区域を見つけ出して保全していこう、という方針
を持っております。

2つ目の推奨色におけます木色という概念なんです、この考え方を決めるにあたり
まして、金沢学院大学の山岸先生と、美大の角谷先生の色彩の専門の方にご相談しなが
ら、範囲を設定しておりますが、木色というのは、山岸先生を中心として、20年前か
らかなり強く提案されている内容でございます。この度、実は山岸先生のほうで金沢市
内の色彩の調査を大学で行っており、再度、色の分別を行いましたところ、木色に近い
範囲の色というのは、金沢の6割、7割くらいを占めており、地方都市において、これ
だけ落ち着いた色がこれだけの割合を占めているというのは少ない、これは金沢独自の
大切にしていかなければならないものである、ということで今回、木色といった概念を
持ってあります。金沢は戦災に遭っていないということで、木造の住宅、金沢町家と言
われるようなもありますので、基本的に木造建築物の色合いである範囲を、提案させ
ていただいたものでございます。

それから、3番目に業務が増えることに対するバックアップ体制ということですが、
私どものほうも今回の計画でもお示ししますように、かなり届出対象範囲というものが
広がってまいります。今現在、年間で400件位の届出がござりますが、他の建築確認
等の件数などをふまえると、約1,000件位の届出件数になるということで、今の2.
5倍位の件数になると推測されます。今の我々の課の人数で対応していくということは、
難しいということで、1つ方法として考えていることは、こういった情報をインターネ
ットホームページ上で、かなり細かな情報まで検索、チェックできるように、検索システ
ムの開発を今年度予算で進めているところでございます。これまでは、窓口で5種類、6
種類位のパンフレットを渡して説明してきましたが、これを簡単にしていきたい、また、
事業者にとっても、これまでの複雑なところをもう少しわかりやすく、届出についても、
簡単に理解しやすいものとして、目に見えるような形でお伝えできるようにバックア
ップ体制を整えていくということを考えております。

●A委員

わかりました。1点だけ、木色ですけれども、一般の方がわかるような定義というも
のがあるのか、それがまた、この概要なりでわかるようになるのか、そこだけ教えて下
さい。

○事務局

木色という表現につきましては、市民にわかりやすくということは勿論です。歴史都市金沢ということで、木色という、少し文学的表現でうったえほうが金沢らしいかと思えます。いずれにしても、こういう色が金沢らしいベースとなる色であることとして、今後は推奨していきたいということです。ご意見あったことをふまえて検討していきたいと思えます。

●B委員

先ほどのお答えのように、かなり広範囲な区域が対象となっていると思えますので、技術的な進歩に迅速に対応できるようにしていただいて、出来るだけ金沢の自然エネルギーの活用に歯止めがかかることのないようにしていただきたいと思えます。

もう1点、河北潟周辺のことですけれども、金沢全体の景観形成方針でいきますと、臨海景観と田園景観の地域に含まれているわけですが、金沢ではありませんが、内灘方面から河北潟を見ますと、非常に良い風景なんです、少し金沢側からの景観がどうか、というところがあります。今はこれで良いですけれども、将来的に計画ですので見直しをされると思えますので、この臨海地区あたりの景観というのも、市街地とは別として非常にきれいな風景でありますので、考えていただけるとありがたいと思えます。よろしく願います。

●会長

はい、他いかがでしょうか。

●G委員

疑問に思う点を何点か質問させてください。まず1点目は、昔、都市景観審議会の緑化推進部会の委員をしていたころに、保存樹だとか保存樹林を金沢市が指定していて、その選定を行っていました。今回、景観重要樹木という形で指定をするということになりますと、これまでの、保存樹、保存樹林というものとの関係と申しますか、それを別途、重複してかけるのか、あるいは、新たに、見た目の良いものだけかけるという形にするのか、ご説明いただきたいと思えます。

それからもう1点は、いつも気になるのですが、区域をどう決めていらっしゃるのか、という点です。景観形成区域や、ここの重要広域幹線景観形成区域として、例えば、幹線道路から両側100mだとか500m、地域によって違うようですけど、決めていられるんですね。そうすると、規制のかかるエリアはこの範囲でいくのでしょうかけれども、一歩でも外れると関係ないということになるのかなと、これは出来るかどうかかわらないですけど、防火地域とか準防火地域があり、非常に厳しいところと、少し緩いところがある、このような考え方をこの中に入れ込むということは出来ないのでしょうか。

●会長

はい、先ほど出た意見、質問と重なった部分がありますので、その点は簡単にお願います。

○事務局

はい。今、2点ほどご質問いただきましたが、1つめの質問は、先ほどと少し似通っていますけれども、先ほどの回答に補足して申し上げます。結論から言いますと、保存樹、保存樹林は景観重要樹木とだぶって指定は出来ないということが景観法でうたわれております。緑と花の課で別途、景観樹という指定があるんですけども、そういうも

のに取って代わるものかと思えます。あと保存樹につきましては、一定の規格がございます。幹周りとか高さなどが、基準以上でない指定できないと定められておりますが、景観重要樹木については、そこまでの定めはないので、ある程度、高さが小さいものであっても、金沢市の景観樹のような、緑と花の課で行っているものを併せて指定できるかと思えます。もう1つ、これはあくまでも庁内の事務的な話ですけども、こういう景観重要樹木などを指定すると、その周辺のまちなみなどに国からの補助を受けられる、ということが前提条件となっているということで、そういうことを含めて、効果的に景観形成を図っていきたいという思いです。

それから2番目、区域の考え方でございます。確かにご指摘のように広域幹線道路沿道につきましては、沿道100mとかで切れてしまって、そこから先は違う規制になってしまうということで、いわゆるバッファというか緩衝帯みたいなものが設けられないか、ということだと思いますが、確かに考え方としてはあるかと思えます。ただ、この広域幹線の両側100mというところは、実は、石川県景観総合計画のほうで、同じ考え方を持っています。

これとも連携整合を図るということで、このような区域にしております。確か、県計画のほうを見ますと、この100mという根拠は、遠景、中景、近景のうち、近景に定められていたと思えます。それより先の100mを超える範囲のところをバッファゾーンとして、金沢市としても積極的にやっていくということもあり得るのかもしれませんが、先ほどの説明にもあったように、業務量といいますか、年間400件の届出があったものが1,000件になるなかで、更に奥のところまでという形になると、件数が増えるというのが1点と、また、景観の見え方から言いますと、概ね100m、その程度までを誘導しておけば、景観上問題となるようなものは比較的少ないのではないかととらえてまして、このようにしております。ただ、先ほどから申しておりますが、これは景観計画としてまだ今後も更新していくということが可能な計画です。景観上の問題があるというような現状が見えてきたときには、ご指摘のあった緩衝帯のような区域設定、ということも将来的に考えていく必要があると思えます。

●G委員

1点目のことで追加なんですけれども、保存樹、保存樹林の場合には、市から何か奨励金のようなものが出ていたように思うのですが、今回は、特にそういう補助的なものはあるのでしょうか。規制ばかりかかるといやだ、という方もいらっしゃると思うんですけれども、あめの部分はあるのでしょうか。

○事務局

基本的なところは、あまりないんです。先ほど言った、景観樹木に絡んで、国の景観形成総合支援事業といったものが、樹木であるとか、周辺の区域なんかを中心として活用できるような仕組みになっています。そのときに、こういう樹木に関しては、維持管理とか延命措置などに関しての費用といったところは、持ち主の方には活用できる仕組みになっています。あくまで景観重要樹木というのは、価値付けというところがございます。特に樹木というのは、余りメリットはそれほどないと思えます。

●G委員

わかりました。

●会長

その他いかがでしょうか。だいたいよろしいでしょうか。はい、多岐にわたりますので色々と気になる点もあると思いますけれども。私のほうからは、かなり細かく幅広く設定されていますので、それが実行運用されていくときに、実効性と効果的な対応策というものを是非決めておいて欲しいと思います。それでは、色々意見は出ましたが、今後の計画を進めていく上で、参考意見として取り扱っていただくということでお願いしたいと思います。

●会長

これで、本日諮問のありました計画案3件について、滞りなく審議が終了しました。

なお、委員の皆様から何かご討議頂くような事項、もしくは事務局へのご要望等ございましたら、ご発言願いたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本日の審議会の議事はこれで終了ということで、事務局の方へお返ししたいと思います。

○事務局

本日は、ご審議いただきありがとうございました。審議いただいた案件については、手続きを進めさせていただきます。また、委員の皆様方からいただいたご意見については、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思います。

なお、次回の都市計画審議会は11月下旬を予定しております。お忙しいこととは存じますがご出席の程よろしく願います。

以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。